

契約の保証について

○契約の保証について

落札者等は、工事請負契約書（案）の提出時に、請負代金額の10分の1以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)から(5)のいずれかの書類を提出しなければならない。

ただし、原則として次の(1)から(3)までの保証を選択するものとする。

(1) 金融機関等（金銭保証人）の「保証書」

[注] ア 金銭保証人となれる者は次のとおりである。

(ア) 出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合

(イ) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社

イ 保証の債務の内容は、工事請負契約に基づく契約解除による違約金の支払いを目的としたものであること。

ウ 保証の相手方は「千葉県」であること。

エ 保証額は請負代金額の10分の1以上であること。

オ 保証期間が工期全体を含むものであること。

カ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

キ 保証債務の履行請求の有効期間が、保証期間経過後6ヶ月以上確保されていること。

ク 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、金融機関等から保証金が支払われたときは、保証金は千葉県が取得し、違約金に充当される。

(2) 債務の履行を保証する「公共工事履行保証証券（履行ボンド）」

[注] ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が、工事請負契約に関して請負者の債務の履行を保証するものである。

イ 公共工事履行保証証券の債権者（保証金受取人）が千葉県であること。

ウ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

エ 保証期間は、工期全体を含むものであること。

オ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

カ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは保険金は千葉県が取得し、違約金に充当される。

(3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する「履行保証保険証券」

[注] ア 履行保証証券とは、保険会社が債務不履行により生じた損害をてん補し、保険

金を支払うことを目的とする保険契約である。

イ 履行保証保険は、「定額てん補方式」であること。

ウ 履行保険の被保険者（保険金受取人）が千葉県であること。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の1以上であること。

オ 保証期間は、工期全体を含むものであること。

カ 工事請負契約が変更（請負代金額、工期）されるときは、契約保証の内容（保証金額、保証期間）の変更を行う。

キ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除され、保険会社から保険金が支払われたときは保険金は千葉県が取得し、違約金に充当される。

（４）契約保証金（現金）納付の場合は「歳入歳出外現金領収証書」

[注] ア 「歳入歳出外現金領収証書」は、契約保証金相当額の現金を千葉県に払い込むことにより交付を受けること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者等の指示に従うこと。

ウ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は千葉県に帰属し、違約金に充当される。

エ 工事完成後、保管金の払戻手続きを行う。

（５）契約保証金の担保として有価証券の提供の場合は「保管証書」

[注] ア 「保管証書」は、契約保証金に相当する金額の有価証券（国債及び千葉県債に限る。）を千葉県に預け入れることにより交付を受けること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

ウ 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、有価証券は千葉県に帰属し、違約金に充当される。

エ 工事完成後、有価証券の返還手続きを行う。

（６）（１）、（２）、（３）の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め発注者の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

○「低入札価格調査実施要領」第２に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた者との契約の保証について

低入札価格調査を受けた者と契約を締結する場合、上記「○契約の保証について」にある契約保証の額については、「請負金額の10分の1以上」の記載を「請負金額の10分の3以上」に読み替えて取扱うものとする。

低入札価格調査を受けた者と契約の保証について公表文書（入札説明書、指名通知書等）の記載については、次のとおり取扱うものとする。

（１）公募型指名競争入札及び一般競争入札の工事の公告

「その他」の記載事項において明記するものとする。記載例は、「建設工事に係る公募型指名競争入札の実施要領」別記第3号様式及び「建設工事に係る一般競争入札の実施要領」別記第2号様式を参照すること。

(2) 指名通知書

指名通知書に添付する「入札に当たっての注意事項」において、明記するものとする。